

経済産業省 関東経済産業局
平成 25 年度 戦略的知財マネジメント導入調査事業
(知財インターンシップ事業)

参加学生 募集要綱

1. 知財インターンシップの目的

「知財インターンシップ」とは、知的財産（特許、意匠、商標、著作権など）に着目したインターンシップを指します。

当事業では、静岡大学に所属する学生を、知的財産権の戦略的活用等に関心がある企業へ、知財インターンシップとして派遣するものです。派遣される学生（インターン生）は、事前に研修を受講して知的財産に関する基礎的な知識や先行技術調査等に関するノウハウ・スキルを身につけていただいたうえで企業での実習に参加いただきます。

なお、派遣期間中は、大企業知的財産部門 OB 等がメンター（指導・助言役）としてインターン生をサポートする体制を準備しています。疑問点などをメンターに質問して解決していくことが可能です。

インターン生にとっては、企業において知的財産が重要な役割を果たしていることについて気づき得る場となることが期待されます。そのほか、学生において期待されるメリットとしては以下のものが考えられます。

★インターン生にとっての主なメリット

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○企業の知的財産業務の処理が体験できる○知的財産業務に必要な知識や能力が把握できる○事前研修で学んだことを実務の場で実践できる○今後の研究目標や内容の見直しにつながる○今後の進路を考えるうえで参考となる○社会人としての知識や能力を身につけることができる○就職活動につながる ほか |
|---|

※これまでに実施された知財インターンシップを通じて把握された学生側のメリットを整理

2. 実施概要

事業名	戦略的知財マネジメント導入調査事業（ドッグヤード事業） 知財インターンシップモデル事業
実施主体	経済産業省 関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室
協力	静岡大学 静岡県（経済産業部商工業局新産業集積課）
事務局運営	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（業務受託）

3. 応募資格

本事業では、静岡大学に在学している学部生（主に3年生）・大学院生（主に修士1年生）を対象とします。なお、知的財産に関する知識や先行技術調査等に関するノウハウ・スキルを身につけていただける事前研修（ワークショップ）を開催します。インターン生として企業への派遣を希望される場合は、ぜひ受講いただくようお願いいたします。

4. 派遣条件

（1）派遣人数

受入企業を3社程度選定し、各社に1～2名のインターン生を派遣することを予定しています。（合計3～6名）

（2）受入期間

平成25年8月下旬～9月末（静岡大学の夏期休暇）の期間中より1～2週間程度（概ね10日間程度）とします。なお、企業と相談して、出勤する期間や日程等についてはご調整いただき決定いたします。

（3）受入企業

静岡県内に事業所がある企業で、知的財産担当部署等にて知的財産に関する体験研修が実施できる企業を派遣先として選定します。原則、通勤していただきます。

5月中旬時点で以下の企業がインターン生の受け入れに関心をもたれています。今後受け入れ企業は追加していきます。

○國本工業株式会社 <http://www.kunimotokogyo.co.jp/>

※自動車のパイプ加工部品製造

○株式会社エヌエステイター <http://www.nst-co.com/index.html>

※ハードウェア/メカ/ソフトウェア技術を駆使した総合システム開発

（4）インターンシップ派遣にあたっての留意点

①受入企業からの手当支給について

受入企業側には、原則として、インターン生の交通費の負担をお願いしています。なお、就業に関する手当・報酬はありません。なお、インターンシップに関する保険（学生教育研究賠償責任保険、学生教育研究災害傷害保険など）については、インターン生にて負担いただきます。

②単位認定について

各学部/研究科により基準・条件が異なりますが、「インターンシップ」で単位が認定される場合もあります。詳しくは窓口：イノベーション社会連携推進機構の担当までご相談・お問い合わせください。

③インターンシップ派遣に向けた事前研修（ワークショップ）への参加

企業へのインターンシップ派遣を希望される場合は、計4回8コマの事前研修（ワークショップ）に参加してください。知的財産に関する知識やや先行技術調査等に関するノウハウ・スキルを身につけることができる機会となります。なお、事前研修が全て修了した後に、派遣を希望する学生と企業とのマッチング作業を行いますのでご注意ください。

また、インターンシップ派遣は希望しない場合でも、事前研修（ワークショップ）のみを受講いただくことができます。ただ、その場合は単位認定がありません。

【事前研修会場】 工学部総合研究棟 23 教室

知財インターンシップ インターン生向け事前研修 講義内容

知財インターンシップの事前研修では、知的財産に関する基礎的な知識から、特許情報の調査手法や分析方法に関する実習まで幅広い知識やノウハウを身につけることを目標とします。【シリーズ開催：4回 2コマ】

第1回（平成25年6月13日（木） 16:05～19:10 2コマ連続）

（1）知財インターンシップオリエンテーション（事務局より）

知財インターンシップの概要やスケジュール等を解説。

（2）知的財産を経営や事業に活かすとは（鶴見講師による講義）

知的財産活動が特許出願ありきにならないよう、知財を活用した経営や事業においてどのような意味で重要なのかを理解するための講義です。

第2回（平成25年6月27日（木） 16:05～19:10 2コマ）

発明と特許（鶴見講師より）

特許制度の概要、保護対象である発明、特許要件等を講義いたします。特許の基礎がわからないと後半に実習する先行技術調査や特許情報の意義が理解できないため、重要な講義となります。

第3回（平成25年7月4日（木） 16:05～19:10 2コマ） ※要ノート PC 持参

特許情報調査の実習（鶴見講師より）

特許情報、先行技術調査の全体的な概念、やり方などを座学で理解する。特許のほか、意匠・商標について対象とする。

第4回（平成25年7月11日（木） 16:05～19:10 2コマ） ※要ノート PC 持参

先行技術調査の演習（鶴見講師より）

先行技術調査の実習を行う。3回のうち、前半はデータベース検索システム（IPDL）を用いた実習を行う。後半は、事例に基づいた調査作業の演習を行う。

[鶴見講師のご紹介] ※昨年度も静岡大学にてご講義いただいています。

鶴見 隆 職業能力開発総合大学校 客員教授 工学博士

- ・ 旭化成で知的財産・技術情報センター長を歴任後、2005年東京農工大学技術経営研究科教授（工学博士）として、特許情報調査などの知的財産関連の講義を担当する傍ら、知的財産高等裁判所専門委員、発明協会 IP インストラクター、産業構造審議会臨時委員を務める。
- ・ 特許調査会社であるレイテック社の顧問も務め、企業向けの特許情報活用の無料相談の講師も務めている。

第3回以降の受講時は、各自パソコンを持参してください。インターネットを利用した特許情報検索作業等の実習にとりくんでもらいます。また、講義内容については予定の内容となっており、多少変更となる場合があります。

④秘密保持に関する誓約書等の取り交わしについて

受入企業との間で秘密保持に関する誓約書を締結いただくなど、受入企業側に迷惑がからないよう、必要な対応をいただきます。

⑤インターンシップ派遣期間中の従事記録の作成

インターン生は、派遣先の企業での従事内容について、研修報告書に必要事項を記載して、定期的に提出して報告いただきます。

⑥報告会への参加・発表

派遣終了後、インターンシップを通じて得た知見を整理し、発表いただきます。発表会は大学内で実施することとし、9月末を予定していますが、詳細な日程等についてはあらためて連絡します。

⑦インターンシップ受入結果に対する事後調査への協力

報告会終了後、参加した結果に対する面談により聞き取り調査にご協力いただきます。インターンシップ全体に対する満足度や感想、改善すべき点があると思ったことのほか、ワークショップの内容についても満足度や感想を聞き取ります。時間は1時間程度を予定しており、事務局より日程等について連絡します。

5. 申し込み・スケジュール

申込書に必要事項を記入の上、平成25年6月10日（火）17:00までに、知財インターンシップ窓口（イノベーション社会連携推進機構 担当：原（電話：053-478-1414、e-mail：chizai@cjr.shizuoka.ac.jp）、学術情報部産学連携支援課 担当：尾形）まで提出ください。

スケジュール

- ① 申込書による申し込み受付
【大学窓口にて】（平成25年6月10日（月）まで）

②	事前研修（ワークショップ）開校 【静岡・浜松両キャンパスで開催】 （6月13日（木）～7月11日（木）：計4回8コマ）
③	研修修了者に対するインターンシップ派遣希望の再確認 【第8回研修終了後】（受講者の皆さんに書面で確認します）
④	派遣希望者（インターン生）と受入企業との事前面談 【電話・メール等にて連絡】 （平成25年7月11日以降、受入開始までに大学もしくは受入企業を訪問してもらい実施、事務局も同行します）
⑤	8月下旬～9月末にて、インターンシップ派遣の実施 （上記期間中のうち、1週間～2週間程度での受け入れ）

6. その他

・インターンシップの中止

インターンシップ実施期間中、インターン生が企業の服務義務に従わない場合や、研修を継続することにより実習先企業の業務に支障が生じる場合、企業側からインターンシップを中断されることがあります。

その場合、すみやかに大学にご連絡ください。

【学内窓口】

静岡大学 イノベーション社会連携推進機構 担当：原

産学連携支援課 担当：尾形

電話：053-478-1414

e-mail：chizai@cjr.shizuoka.ac.jp

【応募要領に関するお問合せ】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

知的財産コンサルティング室（研究開発第2部） 担当：萩原（はぎわら）

TEL：052-203-5322 FAX：052-201-1387 Email：tatsuo.hagiwara@murc.jp

【本事業の趣旨に関するお問合せ】

経済産業省関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室 担当：石田

TEL：048-600-0239 FAX：048-601-1287